

改正後	改正前
<p data-bbox="813 188 1099 268">医政医発 0729 第 1 号 平成 21 年 7 月 29 日</p> <p data-bbox="120 363 607 400">各都道府県衛生主管部（局）長 殿</p> <p data-bbox="663 496 1028 533">厚生労働省医政局医事課長</p> <p data-bbox="215 671 1032 708">医師臨床研修費補助事業の実施に当たっての取扱いについて</p> <p data-bbox="147 847 1128 970">標記について、平成 16 年 10 月 7 日医政発第 1007014 号厚生労働省医政局長通知「医師臨床研修費補助事業の実施について」の取扱いを以下のとおり行うこととしたので通知する。</p> <p data-bbox="147 978 1128 1058">ついては、下記事項に留意のうえ実施するよう、貴管内の各関係者に対し周知願いたい。</p> <p data-bbox="147 1066 1128 1189">なお、この通知は平成 21 年 4 月 1 日から適用し、平成 20 年 9 月 29 日医政発第 0929002 号「医師臨床研修費補助事業の実施に当たっての取扱いについて」は廃止することとする。</p> <p data-bbox="147 1197 1128 1276">おって、平成 21 年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。</p>	<p data-bbox="1839 196 2175 276">医政医発第 0929002 号 平成 20 年 9 月 29 日</p> <p data-bbox="1153 368 1639 405">各都道府県衛生主管部（局）長 殿</p> <p data-bbox="1794 504 2166 541">厚生労働省医政局医事課長</p> <p data-bbox="1254 676 2072 713">医師臨床研修費補助事業の実施に当たっての取扱いについて</p> <p data-bbox="1149 852 2175 975">標記について、平成 16 年 10 月 7 日医政発第 1007014 号厚生労働省医政局長通知「医師臨床研修費補助事業の実施について」の取扱いを以下のとおり行うこととしたので通知する。</p> <p data-bbox="1149 983 2175 1062">ついては、下記事項に留意のうえ実施するよう、貴管内の各関係者に対し周知願いたい。</p> <p data-bbox="1178 1070 2175 1193">なお、この通知は平成 20 年 4 月 1 日から適用し、平成 19 年 12 月 11 日医政医発第 1211001 号「医師臨床研修費補助事業の実施に当たっての取扱いについて」は廃止することとする。</p> <p data-bbox="1178 1201 2175 1281">おって、平成 20 年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。</p>

記

1 地域種別について

指導医経費等の地域種別の取扱いについては、下記のとおりとする。

(1) 1種地域

離島その他のへき地及び沖縄県に所在する病院又は診療所とする。

なお、離島その他のへき地に所在する病院又は診療所とは、次のいずれかの地域に所在する病院等とする。

- ・ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づく指定地域
- ・ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する地域
- ・ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づく指定地域
- ・ 奄美郡島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する地域
- ・ 小笠原諸島深紅開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する地域
- ・ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に基づく指定地域
- ・ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づく指定地域

なお、「上記に該当しない地域であっても、平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知の別添「へき地保健医療

記

1 地域種別について

指導医経費及びプログラム責任者等経費等の地域種別の取扱いについては下記のとおりとする。

(1) 1種地域

東京、京都、大阪、福岡に所在する病院とする。ただし、2種地域は除くものとする。

当大学病院を含む。以下「基幹型病院」という。)と異なる市町村に所在し、次のいずれかの地域に所在する診療所等で行われる研修とする。

- ・ 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づく指定地域
- ・ 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する地域
- ・ 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づく指定地域
- ・ 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する地域
- ・ 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する地域
- ・ 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第2条第1項に規定する地域
- ・ 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づく指定地域
- ・ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づく指定地域

なお、「基幹型病院と異なる市町村」の取り扱いについて、平成16年度以降の合併によるものは、異なる区分の取り扱いとする。

また、上記に該当しない地域であっても、平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知の別添「へき地保健医療対策実施要綱」の3の(3)に基づき設置されたへき地診療所(国民健康保険直営診療所を含む)は補助対象とする。

れる研修であり、かつ、当該診療所が単独型又は管理型臨床研修病院(単独型相当又は管理型相当大学病院を含む。以下「単独・管理型病院」という。)と異なる市町村に所在し、次のいずれかの地域に所在する診療所で行われる研修とする。

- ・ 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づく指定地域
- ・ 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する地域
- ・ 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づく指定地域
- ・ 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する地域
- ・ 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する地域
- ・ 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第2条第1項に規定する地域
- ・ 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づく指定地域
- ・ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づく指定地域

なお、「単独・管理型病院と異なる市町村」の取り扱いについて、平成16年度以降の合併によるものは、異なる区分の取り扱いとする。

また、上記に該当しない地域であっても、平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知の別添「へき地保健医療対策実施要綱」の3の(3)に基づき設置されたへき地診療所(国民健康保険直営診療所を含む)は補助対象とする。

対策実施要綱」の3の(3)に基づき設置されたへき地診療所(国民健康保険直営診療所を含む)は1種地域とする。

(2) 2種地域

1種、3種、4種及び5種地域以外に所在する病院又は診療所とする。

(3) 3種地域

人事院規則9-34に定める初任給調整手当3種の地域に所在する病院又は診療所とする。(別紙参照)

(4) 4種地域

人事院規則9-34に定める初任給調整手当4種の地域に所在する病院又は診療所とする。(別紙参照)

(5) 5種地域

人事院規則9-34に定める初任給調整手当5種の地域に所在する病院又は診療所とする。(別紙参照)

2 医師不足地域宿日直研修事業経費、産婦人科宿日直研修事業経費、小児科宿日直研修事業経費の取扱いについて

1種地域及び2種地域で産婦人科及び小児科での宿日直研修を行った場合については、医師不足地域宿日直研修事業経費を申請するものとする。

3 へき地診療所等研修支援における補助対象の取扱いについて

へき地診療所等研修支援経費の補助対象については、診療所、又は100床未満の協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設(病院又は診療所に限る。)とし、当該研修が必修科目の「地域保健・医療」として実施される研修であり、かつ、当該診療所等が基幹型臨床研修病院(基幹型相

(2) 2種地域

所在地の二次医療圏における平成18年医師・歯科医師・薬剤師調査に基づく人口10万人対医師数が全国平均を下回る地域であり、かつ人事院規則9-34に定める初任給調整手当4種、5種以外の地域(別紙参照)に所在する病院又は診療所とする。

(3) 3種地域

1種地域及び2種地域以外に所在する病院又は診療所とする。

2 医師不足地域宿日直研修事業経費、産婦人科宿日直研修事業経費、小児科宿日直研修事業経費の取扱いについて

2種地域で産婦人科及び小児科での宿日直研修を行った場合については、医師不足地域宿日直研修事業経費を申請するものとする。

3 へき地診療所等研修支援における補助対象の取扱いについて

へき地診療所等研修支援経費の補助対象については、診療所、又は、100床未満の協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設(病院又は診療所に限る。)とし、当該研修が必修科目の「地域保健・医療」として実施さ

⑤ へき地診療所研修支援事業における事業延日数は、へき地診療所における研修医の勤務実日数の総和であること。

⑥ 宿日直研修事業における事業日数の算定については、宿直1回を1日として算定すること。

なお、休日において、日直に引き続いて宿直を行う場合は、日直1回と宿直1回を合わせて2日として算定すること。

また、翌朝までの宿直には至らないまでも、通常の勤務時間終了後、深夜の時間帯に及ぶ勤務があるような場合には、当該勤務2回を1日として算定してかまわないこと。

⑦ 各項目毎の基準額の端数については、小数点以下を切り捨てて得た額とすること。

(2) 対象経費計上に当たっての留意点について

① 他の補助金と対象経費の重複申請はしないこと。当該補助金で対象経費として計上するのであれば、他の補助金の対象経費には計上しないこと。

また、この場合、人件費の計上において、研修医の指導と通常診療業務など指導医の業務量により、指導医の人件費を按分して計上しても差し支えない。

なお、教育指導経費の指導医及びプログラム責任者等の人件費については補助対象経費であるが事業主が負担する共済掛金・雇用保険料及び労災保険料等については臨床研修費等補助金の補助対象とならないので留意すること。

②～⑤ (略)

深夜の時間帯に及ぶ勤務があるような場合には、当該勤務2回を1日として算定してかまわないこと。

⑥ 各項目毎の基準額の端数については、小数点以下を切り捨てて得た額とすること。

(2) 対象経費計上に当たっての留意点について

① 他の補助金と対象経費の重複申請はしないこと。当該補助金で対象経費として計上するのであれば、他の補助金の対象経費には計上しないこと。

なお、この場合、人件費の計上において、研修医の指導と通常診療業務など指導医の業務量により、指導医の人件費を按分して計上しても差し支えない。

②～⑤ (略)

4 病院群内における補助金の配分について

補助金の申請手続きについては、原則として基幹型臨床研修病院が代表して申請を行うが、交付決定後、協力型病院等への配分については、研修医の受け入れの実態等（人数、期間等）に基づき、研修管理委員会了承の下、適正に配分すること。

5 (略)

6 その他

(1) 補助金交付要綱の別表に定める基準額の適用等について

① 研修医の基準額を適用する際の病院の単位については、原則として、全プログラムを合わせた病院群単位とするが、複数の病院群の基幹型臨床研修病院として指定を受けている場合は、複数の病院群を合わせた全体を一単位とする。また、基幹型臨床研修病院として指定を受けている場合においても、同様に全体を一単位とする。

② (略)

③ 妊娠、出産、育児、傷害その他正当な理由により臨床研修を長期にわたって休止した後に再開する研修医を受け入れた病院においては、当該研修医の研修期間を臨床研修費等補助金の交付対象とすることができる。この場合、交付対象となる研修期間は、研修を休止又は中断するまでに実施した研修の期間（月数）を24月から差し引いた期間となる。（参考資料 参照 臨床研修を長期にわたって休止する場合の取扱いについて（平成21年6月30日付け各地方厚生局健康福祉部医事課長宛事務連絡））

④ 1学年平均研修医数とは、それぞれの年次ごとに研修医延人数を12で除して得た数の総和を研修を実施している学年数で除した数とする。

研修医が1年次、又は2年次しか在籍していない場合については、その年次の研修医延人数を12で除して得た数とする。

4 病院群内における補助金の配分について

補助金の申請手続きについては、原則として単独型及び管理型臨床研修病院が代表して申請を行うが、交付決定後、協力型病院等への配分については、研修医の受け入れの実態等（人数、期間等）に基づき、研修管理委員会了承の下、適正に配分すること。

5 (略)

6 その他

(1) 補助金交付要綱の別表に定める基準額の適用等について

① 研修医の基準額を適用する際の病院の単位については、原則として、全プログラムを合わせた病院群単位とするが、複数の病院群の管理型臨床研修病院として指定を受けている場合は、複数の病院群を合わせた全体を一単位とする。また、単独型及び管理型臨床研修病院として指定を受けている場合においても、同様に全体を一単位とする。

② (略)

③ 1学年平均研修医数とは、それぞれの年次ごとに研修医延人数を12で除して得た数の総和を研修を実施している学年数で除した数とする。研修医が1年次、又は2年次しか在籍していない場合については、その年次の研修医延人数を12で除して得た数とする。

④ へき地診療所研修支援事業における事業延日数は、へき地診療所における研修医の勤務実日数の総和であること。

⑤ 宿日直研修事業における事業日数の算定については、宿直1回を1日として算定すること。

なお、休日において、日直に引き続いて宿直を行う場合は、日直1回と宿直1回を合わせて2日として算定すること。

また、翌朝までの宿直には至らないまでも、通常の勤務時間終了後、

富山県	富山市	3種		
石川県	金沢市	3種		寺、国立市を除く)、北多摩北部(小平、東村山、西東京、清瀬市を除く)、島しょ
福井県	福井市	3種		
山梨県	甲府市	3種		神奈川県
長野県	長野市、松本市、諏訪市	3種		横須賀・三浦(鎌倉市を除く)、湘南東部(藤沢、茅ヶ崎市を除く)、県央(厚木、大和、海老名市を除く)、県西
岐阜県	岐阜市、大垣市、多治見市、美濃加茂市	3種		新潟県
静岡県	静岡市、沼津市、御殿場市、浜松市、三島市、富士宮市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、袋井市	3種		下越、県央、中越、魚沼、上越、佐渡
愛知県	名古屋市、刈谷市、豊田市	5種		富山県
	豊明市	4種		新川、高岡、砺波
	瀬戸市、碧南市、西尾市、大府市、知多市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、知立市、愛西市、弥富市、西春日井郡豊山町、西加茂郡三好町	3種		石川県
三重県	鈴鹿市	4種		南加賀、能登中部、能登北部
	津市、四日市市、桑名市、名張市、伊賀市	3種		福井県
滋賀県	大津市、草津市	4種		奥越、丹南、嶺南
	守山市、栗東市、彦根市、長浜市	3種		山梨県
京都府	京都市	4種		峡東、峡南、富士・東部
	宇治市、亀岡市、京田辺市、向日市、相楽郡木津町	3種		長野県
大阪府	大阪市、守口市、門真市、吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市、高石市	5種		佐久、上小、諏訪、上伊那、飯伊、木曾、大北、長野、北信
	堺市、豊中市、池田市、枚方市、茨木市、八尾市、東大阪市	4種		岐阜県
	岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、羽曳野市、藤井寺市、柏原市、泉南市、四條畷市、交野市、阪南市、泉南郡熊取町、泉南郡田尻町、南河内郡太子町	3種		西濃、中濃、東濃、飛騨
				静岡県
兵庫県	芦屋市、西宮市、宝塚市	5種		賀茂、熱海伊東、駿東田方、富士、静岡、志太榛原、中東遠、
	神戸市、尼崎市	4種		
	伊丹市、三田市、姫路市、明石市、加古川市、三木市	3種		愛知県
奈良県	天理市	5種		海部津島、尾張中部、尾張西部、尾張北部、知多半島、西三河北部(豊田市を除く)、西三河南部(刈谷市を除く)、東三河北部、東三河南部
	奈良市、大和郡山市	4種		三重県
	大和高田市、橿原市、桜井市、香芝市、宇陀市、生駒郡斑鳩	3種		北勢(鈴鹿市を除く)、南勢志摩、東紀州
				滋賀県
				湖南(草津市を除く)、甲賀、東近江、湖東、湖北、湖西
				京都府
				丹後、南丹、山城北、山城南、中丹
				大阪府
				北河内(枚方、寝屋川、守口、門真市を除く)、中河内(八尾市を除く)、堺市、泉州(高石市を除く)
				兵庫県
				阪神北(宝塚市を除く)、東播磨、北播磨、中播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路
				奈良県
				西和(大和郡山市を除く)、南和

別紙

都道府県	市町村	地域種別
北海道	札幌市	3種
宮城県	仙台市、名取市、多賀城市	3種
茨城県	取手市、つくば市	5種
	水戸市、土浦市、守谷市	4種
	日立市、古河市、牛久市、ひたちなか市、龍ヶ崎市、筑西市	3種
栃木県	宇都宮市、鹿沼市、小山市、大田原市	3種
群馬県	前橋市、高崎市、太田市	3種
埼玉県	和光市、さいたま市、志木市	5種
	鶴ヶ島市	4種
	川越市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、越谷市、 戸田市、入間市、朝霞市、三郷市、熊谷市、春日部市、鴻巣市、上尾市、草加市、久喜市、坂戸市、比企郡鳩山町、北埼玉郡北川辺町、北葛飾郡栗橋町、北葛飾郡杉戸町	3種
千葉県	成田市、印西市、船橋市、浦安市、袖ヶ浦市	5種
	千葉市、市川市、松戸市、富津市、四街道市	4種
	茂原市、佐倉市、柏市、市原市、白井市、野田市、東金市、流山市、八街市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町	3種
東京都	特別区、武蔵野市、町田市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、清瀬市、 多摩市、稲城市、西東京市、八王子市、立川市、府中市、昭島市、調布市、小平市、日野市	5種
	三鷹市、青梅市、東村山市、あきる野市	4種
	武蔵村山市	3種
神奈川県	鎌倉市、厚木市、横浜市、川崎市、海老名市	5種
	藤沢市、茅ヶ崎市、相模原市、大和市、横須賀市	4種
	平塚市、秦野市、小田原市、三浦市、三浦郡葉山町	3種

別紙

都道府県	二次医療圏
北海道	南渡島、南檜山、北渡島檜山、後志、南空知、中空知、北空知、東胆振、 日高、上川北部、富良野、留萌、宗谷、北網、遠紋、十勝、釧路、根室
青森県	八戸地域、青森地域、西北五地域、上十三地域、下北地域
岩手県	岩手中部、胆江、両磐、気仙、釜石、宮古、久慈、二戸
宮城県	仙南、岩沼、塩釜、黒川、大崎、栗原、登米、石巻、気仙沼
秋田県	大館・鹿角、鷹巣・阿仁、能代・山本、本荘・由利、大曲・仙北、 横手・平鹿、湯沢・雄勝
山形県	最上、置賜、庄内
福島県	県中、県南、会津、南会津、相双、いわき
茨城県	水戸（水戸市を除く）、日立、鹿行、土浦（土浦市を除く）、 取手・竜ヶ崎（取手、守谷市を除く）、筑西・下妻、古河・板東、 常陸太田・ひたちなか
栃木県	県北、県西、両毛
群馬県	高崎・安中、渋川、藤岡、富岡、吾妻、沼田、伊勢崎、桐生、 太田・館林
埼玉県	東部、中央（さいたま市を除く）、西部第一（志木、和光市を除く）、 比企、秩父、児玉、大里、利根
千葉県	東葛南部（市川、船橋、浦安市を除く）、東葛北部（松戸、柏市を除く）、 印旛山武（成田、四街道、印西市を除く）、香取海匝、夷隅長生、 君津（富津、袖ヶ浦市を除く）、市原
東京都	西多摩（青梅、福生、あきる野市を除く）、北多摩西部（立川、昭島、国分

	町、北葛城郡王寺町	
和歌山県	和歌山市、橋本市	3種
岡山県	岡山市	3種
広島県	広島市	4種
	廿日市市、安芸郡海田町、安芸郡坂町	3種
山口県	周南市	3種
香川県	高松市	3種
福岡県	福岡市	4種
	北九州市、筑紫野市、春日市、太宰府市、前原市、福津市、糟屋郡宇美町、糟屋郡粕屋町	3種
長崎県	長崎市	3種

和歌山県	那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮
鳥取県	東部、中部
島根県	雲南、大田、浜田、隠岐
岡山県	高梁・阿新、真庭、津山・英田
広島県	広島西、広島中央、福山・府中
山口県	岩国、柳井、周南、山口・防府、長門、萩
徳島県	東部Ⅱ、南部Ⅱ、西部Ⅰ、西部Ⅱ
香川県	大川、小豆、三豊
愛媛県	宇摩、今治、八幡浜・大洲、宇和島、新居浜・西条
高知県	安芸、高幡、幡多
福岡県	粕屋、宗像、筑紫、甘木・朝倉、八女・筑後、直方・鞍手、田川、京築
佐賀県	東部、北部、西部、南部
長崎県	県南、県北、五島、上五島、壱岐、対馬
熊本県	宇城、有明、鹿本、菊池、阿蘇、上益城、八代、球磨、天草
大分県	東国東、臼津、佐伯、大野、竹田直入、日田玖珠、宇佐高田
宮崎県	都城北諸県、宮崎県北部、日南串間、西諸、西都児湯、日向入郷
鹿児島県	指宿、南薩、日置、川薩、出水、伊佐、姶良、曾於、肝属、熊毛、奄美
沖縄県	北部、中部、宮古、八重山

